

疑わしい取引の参考事例を新たに公表

2019/04 掲載

金融庁は2019年4月1日、「疑わしい取引の参考事例」を新たに公表しました。預金取扱金融機関の参考事例としては、以下のような例が追加されています。

第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例

- ・名義・住所共に異なる顧客による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引。
- ・国内居住の顧客であるにもかかわらず、ログイン時の IP アドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない取引。
- ・IP アドレスの追跡を困難にした取引。
- ・取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる口座開設取引。
- ・同一の携帯電話番号が複数の口座・顧客の連絡先として登録されている場合。

その他、外国との取引に着目した事例などにも参考例が新たに示されていますので、実務で携わる皆さんは、ぜひ内容をチェックしておきましょう。

詳しくは金融庁ホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/str/jirei/index.html>)